

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	公募投資信託等の内外二重課税の調整
2	対象税目	(国税 15)(法人税:義) (地方税 13)(法人住民税:義) 【新設・拡充・延長】
3	租税特別措置等の内容	<p>《内容》</p> <p>公募投資信託等が海外の資産に投資している場合、そこから得られる配当等に対して外国で課税が行われる(外国税)。この公募投資信託等が国内の投資家に分配金を支払う際には、国内で源泉所得税が課されるが、現在、上記の外国税を控除する仕組みがないため、内外二重課税となっている。</p> <p>諸外国においては、公募投資信託等を経由して支払った外国税を、投資家が支払う所得税から控除できるなど、内外二重課税に関する所要の措置が講じられているところ。</p> <p>ついては、我が国においても、公募投資信託等を経由して支払った外国税を、国内で支払う源泉所得税から控除できるようにするなど、内外二重課税の調整措置を講じるよう求めるもの。</p> <p>《関係条項》</p> <p>租税特別措置法第 67 条の 14、第 67 条の 15、第 68 条の 3 の 2 等</p>
4	担当部局	金融庁総務企画局政策課総合政策室
5	評価実施時期及び分析対象期間	評価実施時期:平成 29 年 8 月 分析対象期間:-
6	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	<ul style="list-style-type: none"> ・平成 10 年 租税特別措置法第 67 条の 14(特定目的会社に係る課税の特例)創設 ・平成 10 年 租税特別措置法第 67 条の 15(投資法人に係る課税の特例)創設 ・平成 12 年 租税特別措置法第 68 条の 3 の 2(特定目的信託に係る受託法人の課税の特例)創設
7	適用又は延長期間	恒久措置とする
8	必要性等	<p>① 政策目的及びその根拠</p> <p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 国内外の投資に係る税の中立性を維持すること</p> <p>《政策目的の根拠》 「金融税制研究会 論点整理」(平成 22 年 7 月 29 日)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 海外から我が国への投資を促進すべき。その阻害要因については、可能な限り除去すべき ・ 投資の選択にゆがみを与えない税制が第一段階の目標なのではないか ・ 個人が対象となる金融・証券税制は、効率的かつ簡素で継続性のある税制であるべき <p>② 政策体系における政策目的の位置付け</p> <p>Ⅲ—3.市場の機能強化、インフラの整備、公正性・透明性の確保のための制度・環境整備</p>

		③ 達成目標及びその実現による寄与	《租税特別措置等により達成しようとする目標》 公募投資信託等に係る内外二重課税を排除すること。
			《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 本措置による国際的二重課税を排除することにより、国内外の投資に係る税の中立性を維持することに寄与する。
9	有効性等	① 適用数等	外国税の支払がある投資家に適用が見込まれる。
		② 減収額	二重課税措置の方法を見直すものであり、減収額は生じないと考える。
		③ 効果・税収減是認効果	《効果》 本措置による国際的二重課税の排除により、国内外の投資に係る税の中立性を維持することが可能となる。
			《税収減を是認するような効果の有無》 二重課税措置の方法を見直すものであり、税収減は生じないと考える。
10	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	内外二重課税の調整方法を見直すものであり、租税特別措置によることが妥当である。
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	—
		③ 地方公共団体が協力する相当性	—
11	有識者の見解		—
12	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		事前評価：平成 28 年 8 月